

京都市消防局訓令甲第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局政策推進主任等設置規程の全部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

京都市消防局政策推進主任等設置規程

(設置)

第1条 消防局（以下「局」という。）の重要な政策（以下「重要政策」という。）の推進を図るため、政策推進主任（以下「政策主任」という。）及び政策推進副主任（以下「政策副主任」という。）を置く。

2 政策主任は総務部長を、政策副主任は総務部企画課長（以下「企画課長」という。）をもって充てる。

(政策主任等の職務)

第2条 政策主任は、消防局長（以下「局長」という。）の命を受け、重要政策の進行管理並びに新規の重要政策の企画及び立案並びにこれらに伴い必要となる他の局等との連絡及び調整を行う。

2 政策副主任は、政策主任を補佐し、政策主任に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議への出席)

第3条 局長又は政策主任は、京都市政策推進主任等設置規程第3条第2項又は第4条第2項の規定により、会議への出席を求められたときは、出席するよう努めるものとする。

(補則)

第4条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)